

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市清水港海づり公園条例施行規則（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和8年2月9日（月）から令和8年3月11日（水）まで

3 提出された意見の件数

3件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	ライフジャケットの着用が書かれていたのですが、特に子供、或いは大人でも泳げる方だろうと落ちた際にはパニックになり、口から海水を吸い込むことでおぼれてしまう可能性もあるので、この約束はともいいとおもいました。落ちてしまった際に、救助に飛び込む方がライフジャケットの着用をしていない場合、落ちた方によって沈められ、泳げたとしても、救助に向かった方が亡くなるケースが多いです。ちなみに、ライフジャケットは貸し出してくれるのでしょうか。その辺がきになります。子供用と大人用で貸し出しがあれば、安心ですね。海釣り公園、メガフロートが無くなった時からずっと楽しみにしていました。活気あふれる公園になることを願っています。	反映しない	規則案について同意いただける内容のため、案の変更はいたしません。
2	条例第9条見出しの表記に合わせて修正をお願いします。（原文）使用料金の減免又は免除に関する事（修正案）使用料金の減額又は免除に関する事	反映しない	公表しました、「規則等の案の内容」の表記が誤っておりました。原文につきましては、条例と同じ表記となっております。
3	事例として挙げられている物品の持ち込みや迷惑行為は、次についてのものでしょうか？「遵守事項」とはあるものの、実際には不許可及び取り消しも含めた規定になると思われるのでご教示ください。① 条例第6条第項の「管理上必要な条件」として事前に交付するもの ② 条例第7条各号での不許可とするもの ③ 条例第10条本文での許可の取り消しを行うもの	反映しない	規則等の案として示した内容に対するご質問のため、内容には反映いたしません。